

# 終活新聞

## 東海村中央公民館において地域の皆さまを「おひとりさまの仕舞い」をテーマとした講演会を開催しました。

### コロナ禍の下での終活

新型コロナウイルスのパンデミックにより、色々な意味での自粛生活が2年以上にわたって続いております。収束がなかなか見えない中で、昨年の12月前後は感染者数が小康状態となり、茨城県内でも少人数の集会があらちこちらで開かれております。

東海村においても昨年11月26日に南台の集会所(根本自治会長)において、11月27日には東海村中央公民館(大内伸二館長)において



「相続と遺言の基礎的な話」と題して講演会を開催いたしました。南台の集会所では25名の方が、東海村中央公民館では60名の方がお集まりになりました。(部屋の都合でこれ以上の密は避けるために何人かの方には来場をお断りしなくてはならなかったとのことでした) 又同公民館では12月4日に「おひとりさまの仕舞いかた」と題して2週続けての講演会となりました。

アンケート調査の結果、来場者のうち女性が60%、男性が40%。年代別では、40・50歳代が10%、60歳代が30%、70歳代以上が60%でした。コロナ禍の下ではこのような集会を開催するこ

とが難しかったこと、2025年を前にして、特定の地域・団地では住民の平均年齢が70歳に近くなっていることを背景として、今回の題材に高齢者の方がいかに関心を寄せているか、講演を行ったものとして強く感じるものがありました。



### 関心が高まっている理由

新型コロナウイルスの感染者の報道が定時のニュースのたびにテレビで流れます。今日の県内の感染者は何人か。全国ニュースではどのような状況であるのか、どのように亡くなったのか、克明な映像が流れます。もはや日本国中いつでもだれでも感染者となるリスクと隣り合わせです。高齢の方、特に団塊の世代の方のお気持ちはいかばかりかと思えます。

この世代の方々の多くは家族・親族、友人・知人を亡くした経験を持つてます。次は自分の番と思っておりますが、時間も体力もまだ若干の余裕があるとも思っております。自分事としての将来を考えた場合、今のうちにやらなければならぬことがあることも承知しております。ご自身(親がご健在の方はご自身が相続人として)の相続や葬儀、お墓について、ぼんやりとした中でも、具体的な手続き・方法をお考えではないか、私はそのように推察しております。

格差社会の拡大  
バブル崩壊後、日本経済は低迷し、失われた30年と呼ばれるしております。社会・経済のグローバル化は、持つものとしたざる者との格差が拡大する30年でもありました。非正規雇用の割合は労働人口全体の40%となっており、雇用形態とそれに伴う収入の格差が拡大しております。雇用を生む企業の立地も一部の都市部に限られ、地方と都市部、特に首都圏の地域に人口が集中しており、行政サービスの首都圏と地方との格差も拡大しております。さらに深刻なのが少子高齢化人口減少問題です。若い人口が減っていく中で、地方においては限界集落がどんどん頭在化してきておりま

社会構造の変化  
1991年にバブルが崩壊してから30年が経ちました。負の遺産の整理がないがしろにされたまま、グローバル化の名のもとに郵政民営化、金融機関の統廃合、大規模店舗の進出等が

が始まりました。それらのがとが積み重なった結果、政治・経済・社会の在り方が大きく変わりました。さらに口技術の進歩により産業構造が劇的に変化し、人と人の関わり、人と社会の関わりが良い方向にも、悪い方向にも変わってきてました。最初は気づかない変化でしたが、30年後の今日振り返ると、大きく様変わりしたことに気づきます。

空き家、所有者不明土地の不安  
たとえ親の家があるとしても、子供たちは自分で家を購入します。親子三世同居のケースはほとんどありません。親としては自分たち亡き後この家はどのようなのだらうかと考えます。子が遠くに住んでいる親にとって先祖代々のお墓はどうするかと考えます。田や畑を相続した親は、自分たち亡き後どうなるのかと考えます。

家族と「家」と「お葬式」と「お墓」  
昭和22年から24年に生まれた団塊の世代以降の方々は、ニューファミリー世代とも呼ばれておりました。親と同居せずに核家族化し、家族ごとに家を購入しました。大正から昭和にかけて生まれた親の世代とは家族観、生活習慣がまるで違いました。ニューファミリーの暮らし向きが社会全体に大きな変化をもたらす、(次ページに続く)

空き家、所有者不明の土地に繋がる問題に、今は明確な答えはありません。



社会の動向を決めていったことは間違いありません。「家と嫁」の意識、男女の役割分担、旧世代の親との軋轢の問題等を抱えながらも個人の主張と権利を長い時間をかけて確立していきましました。(ニューファミリー)と次の世代についても同じことが当てはまります)それが如実に表れるのが亡くなったときです。

社会構造の変化や格差社会の拡大により、死生観、葬儀やお墓の考え方が大きく変わってきております。葬儀費用の全国平均は、2020年の調査では約208万円となっております。これはあくまで平均の数字で、今後は家族葬や直葬などの規模の小さいものに細分化していく流れは止まらないと思います。団塊の世代以降の方の中にはご自身の最期の過ごし方や葬儀やお墓に関心の高い方がいます。ご自身のお葬式の式次第にこだわりのある方、舅姑と同じお墓に入りたくない方、夫婦2人だけのお墓を希望する方、ペットと一緒にのお墓に入ることを希望する方、自分だけのお墓を希望する方。

お墓の在り方も個人的なものに変化していく流れは止められないと思います。

## おひとりさまの仕舞いかた

### 認知症になる前に

2025年以降、大相續時代が始まります。それに伴い、おひとりさまの仕舞いかたについて色々なことが顕在化・問題化します。

家族・親族のいないおひとりさまの葬儀は誰が執り行うのでしょうか。行旅死亡人(親族が不明のため引取り手のないご遺体)は市区町村が火葬、その後自治体指定の無縁墓地に埋葬されます。元々は旅行中の方が亡くなった場合を想定したのですが、今では戸籍住民票が判明している方も行旅死亡人になることがあります。この方は行き倒れではなく、住んでいる家もあり、多寡は別として預貯金もあります。親や配偶者が入っているお墓がある場合もあります。家族・親族がいないため、葬儀を執り行うものがないのです。相続人がいないため相続財産の行き場がなくなるのです。家は空き家となり、お墓は無縁墓となり、荒廃が進みます。預貯金は休眠口座となり、このような口座の残高は、全国では1000億円近くになっておりま

す。おひとりさまにはご自身の最期を想像していただきたいのです。遺言を残す。死後事務委任契約を残す。具体的にごような手続きをすることによってご自身亡き後、残された人々が困ることが無きよう、ご自身に判断能力があるうちに準備や手続きをしていただきたいと思います。



### ある高齢者の事例

私が行政書士として関係した、ある高齢の方の事例をご紹介します。秋子さん(仮名) 85歳。3年前4歳年上のご主人が急性脳梗塞により、救急搬送先の病院でその日のうちに亡くなりました。秋子さんご夫婦は関西のご出身で、茨城県には50歳を過ぎてから越してきたそうです。お子さんはいません。ご家はご夫婦2人だけでした。親族や友人・知人が全くいない中、この場所が気に入ったという、それだけの理由で越して来たそうです。近所づきあいもほとんど無かったのですが、ご主人の救急搬送やお葬式などで近所の方にはずいぶんと世話になったということでした。民生委員、地域包括支援センター、社会福祉協議会などの支援が始まり、四九日を過ぎたころには秋子さんも日常の落ち着きを取り戻しておりました。私の仕事としては、まずこの方の相続の手続きを終わらせることでした。近在に親族の方は全くいなかったたので郵送により戸籍謄本等を取り寄せ、相続人を確定するのに3ヶ月を要しました。同時に相続財産の調査も行いました。その結果、預貯金、国債と有価証券、不動産等を合わせると驚くほどの相続財産が残されていることが判りました。

た。親族や友人・知人が全くいない中、この場所が気に入ったという、それだけの理由で越して来たそうです。近所づきあいもほとんど無かったのですが、ご主人の救急搬送やお葬式などで近所の方にはずいぶんと世話になったということでした。民生委員、地域包括支援センター、社会福祉協議会などの支援が始まり、四九日を過ぎたころには秋子さんも日常の落ち着きを取り戻しておりました。私の仕事としては、まずこの方の相続の手続きを終わらせることでした。近在に親族の方は全くいなかったたので郵送により戸籍謄本等を取り寄せ、相続人を確定するのに3ヶ月を要しました。同時に相続財産の調査も行いました。その結果、預貯金、国債と有価証券、不動産等を合わせると驚くほどの相続財産が残されていることが判りました。

まだ十分な余裕がありません。しかしながら秋子さんはこの提案を聞き入れることはありませんでした。ご主人と暮らした家に、一人死ねまで住み続けたいとの意向でした。

長い時間をかけてお話を伺いました。そこで判明したことは秋子さんの一番の気がかりは、ご自身が亡くなった後の葬儀とお墓のことでした。子供のいないご夫婦ですので、ご主人は秋子さんの実家の菩提寺の永代供養塔に納められております。ご自身亡き後は、きちんとした葬儀を行ってほしい、ご主人のもとに納めたい、実に切実な願いでした。



付しました。

◎ 遺言書を公正証書にて作成し、ご自身亡き後、ある団体に全ての財産を遺贈することとしました。

### 死後の想いを叶えるために

ご自身亡き後のことを第三者に託す方法として遺言や死後事務委任契約などがありますが、簡易な方法もあります。お寺さんと葬儀やお墓のことについて生前契約を結ぶこともできます。大切なことは思いを叶える準備をすることです。医療・介護チームと連携を取り、各種サービスを利用し、ケアマネ、ヘルパー、在宅医、訪問看護師と常日頃から連携を取る。身の回りやお金・財産の整理をする。友人・知人と大切な書類のある場所の情報を共有する。エンディングノートなどに死後の希望を明記しておき、友人・知人、関係者に託すこと、等々です。

、約の契約です。17所談。遺言電話で212-8817。事務相、無料にさい。死後事務委任契約書を公正証書にて作成し、葬儀・お墓の心配をなくしました。

◎ 認知症になる前に、ある団体に一定の財産を寄

秋子さんの意向により私は次のことを行いました。

◎ 死後事務委任契約書を公正証書にて作成し、葬儀・お墓の心配をなくしました。

◎ 認知症になる前に、ある団体に一定の財産を寄

相続後、事務相、無料にさい。死後事務委任契約書を公正証書にて作成し、葬儀・お墓の心配をなくしました。

◎ 認知症になる前に、ある団体に一定の財産を寄